

件 名	愛媛県民生委員定数条例の一部を改正する条例
主 管 課	保健福祉課
根拠法令等	民生委員法(昭和23年法律第198号)
【改正の概要】 ○令和7年12月1日の民生委員の一斉改選に伴い、県内各市町からの要望等を踏まえて、次のとおり定数を改正する。 ・西予市 164人 ⇒ <u>163人</u> ・久万高原町 66人 ⇒ <u>62人</u> ・伊方町 65人 ⇒ <u>66人</u> ※県下配置定数（松山市除く） 2,646人 ⇒ <u>2,642人</u>	
施 行 日	令和7年12月1日
【その他参考事項】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)により民生委員法の一部が改正されることに伴い、民生委員の定数を条例で定めることとなったことから、平成26年4月1日から定数について条例で規定。	